

## 受託単価規定

### 第1条 (目的)

この規定は、スペースシードホールディングス株式会社（以下、当社という。）が試験研究や調査、業務等の受託をする場合（以下、当該業務を「受託業務」という。）に、受託業務の実施に係る経費の精算において適用する受託単価に関する事項を定めることを目的とする。

### 第2条 (受託単価)

受託事業の実施に係る受託単価は、受託事業に従事する者の職級に応じて別紙1に定めるものとする。

### 第3条 (計算式・構成)

受託業務における受託価格の算出法は、別紙1に定めるものとする。

### 第4条 (協議)

この規定に定めのない事項については、当社および顧客において誠意をもって協議し、解決するものとする。

### 第5条 (改廃)

この規定の改廃は、当社経営会議において決定する。

### 附 則

制定：2024年1月16日

## 別紙 1

### (受託単価)

この受託単価は、人件費について規定するものであり、その他諸経費（旅費、消耗品費、賃貸料、外注費、その他一般管理費等）については別途見積書を発行するものとする。

(単位：円、消費税別)

職級区分	基準日額	基準時間単価	職務内容
ディレクター	400,000	50,000	全ての業務を管理し、最終的な責任を負う。
コーディネーター	240,000	30,000	上席者の指揮下に置いてプロジェクトチームを率い、業務を遂行する。
リサーチャー	120,000	15,000	上席者の指揮下において業務の具体的な課題解決にあたる。

### (計算式・構成)

受託価格は、以下の計算式において算出する

受託業務従事者別に、

(基準時間単価×工数(時間) + 諸経費(別途見積))を算出し、その総和とする。

以上